

(IV-107) 日本型まちづくり NPO の可能性に関する考察

一財団法人六行会 150年の歴史から一

関東学院大学工学部土木工学科 学生会員 鈴木恵理奈

関東学院大学工学部土木工学科 正会員 昌子 住江

1. 研究の目的

財団法人六行会は、東海道品川宿での伝馬の負担を地域で補うために設立された互助組織をもとにしており、現在まで約150年続いている。特に幕末には組織の財政基盤を確立するための借家経営を行ったり、明治に入ると小学校建設への助成、1937年法人格を得た。そして、図書館の建設と東京府への寄贈などまちづくりに大きく貢献していた。

また、現在においても地域の教育・文化・福祉などへの助成は続いている。

本研究ではこれまで知られる事の少なかった六行会の活動について検証するとともに、今後まちづくりの担い手として重視される地域組織(NPO)の日本における祖型としての意味も検討したい。

2. 品川宿と六行会

〈品川宿の組織と概況〉品川宿の納税(当時は公約と言った)は、宿駅としての運輸、通信の手段である伝馬と人足の確保であった。公約は当然宿内の地主である百姓に割り当てられていたが、宿の行政機関がまとめて収めるものだった。幕末には横浜開港などもあり東海道の往来は激しくなり、伝馬宿である品川宿とその助郷の村々への公約金は増大していった。幕府も宿駅制を維持するためにいくつかの保護策を施したが、大きな時代の波には勝てず、人馬賃金の不足金は増え宿の財政は苦しくなる一方だった。

〈六行会の設立と財政基盤〉幕末になって品川宿の伝馬の用は急激に増え、近郷の助郷の百姓を含め、かなりの急負担になってきたことは前に述べた通りである。宿の収支も赤字がひどくなり、これを埋めるために当時の問屋場の年寄役と問屋役が協議し、救済の策として広く宿内の百姓町人に呼びかけ、日掛積立の貯蓄法を実施することにした。弘化2年(1845年)これが六行会の始まりである。

会は設立当初から積立金の利用法として土地を取得し、そこに貸家を建ててそこから宿相統金を捻出しようという考えを持っていたようだ。嘉永6年(1852年)火災により宿内にあった嶋津淡路守抱屋敷が焼失した。安政2年(1855年)この土地が六行会のものとなり、後に「荏川町主法地」と称した。1857年に荏川町に宿並家作建築許可願を申請し、1861年1月に建築の許可下りる。年内には家作上棟式が行われた。

この家作建築の許可が下りるまでの詳しい経緯については省くが、公用農地を宅地化する事は当時としては非常に難しい事であったようだ。貸家の建築許可が下りると、設計など事前の準備は、こうした中で平行して行われていたと思われ、計画は急ピッチで進んだ。まず、従来あった蕨張小屋(仮設住宅バラック)を取りこわし、新しい貸家の建設に着手した。最初は瓦葺平家(軒数不明)240坪の建設であった。地形一式(地固め、整地を含め)すべて行ったにも関わらず、その年(文久元年)の6月24日には、上棟式を迎えた。木造とはいえ、スピードで竣工した。又家作地の惣曲輪(囲い)は、杉の垣根179間とし、杉の苗3200本を植えたという。さらに周辺道路の改修、石造の下水120間の造成、川岸の土持(土木工事)、関板(塀や屋根、土留めなどに巾広の板をならべたもの)、棚及下水堀割(地を掘って切り通した水路)、水門埋立等の工事も行われた。当時としては、三千坪ということで相当な大工事であったようだ。今でいう計画的住宅地というような形だったと思う。家作は出来上り、人々のために安い家賃で提供されることになったので、付近の地主や大家も自然と影響を受け、南品川宿の家賃が他に比して安くなったという。貸家が建設された

キーワード：まちづくり、NPO、六行会

連絡先：横浜市金沢区六浦町4834・TEL045-786-7753・FAX045-786-7754

五年後に徳川幕府は倒れ、明治となった。だから、直接目的である伝馬の用にはあまり役立なかったが、こうした効用もあったようだ。

ここで会の財政記録を見ると、総収入は弘化2年（1845年）から明治7年（1874年）まで29年間に5000両あまり、平均年収170両程になる。そのうち約65%の収入が家賃地代の3400両程であるが、これは文久元年（1861年）以降14年間の収入であり、年額にすると240両余りになる。平均年収の170両を上回っている事になり、家作の効果が絶大であった事がわかる。一方支出の方は、安政二年から明治七年迄の20年間で、4965両とあり、差引き182両強が繰越し資産となっている。地所を取得し、家作を建て、なお貸付金230両と繰越金182両の貯金をもっていた訳になる。その後、六行会はこの強力な資金源を元に地域文化に貢献しようと事業を展開させた。

〈荏川町主法地の変遷〉六行会が財団法人となった昭和2年当時の所有不動産の状況は下図の通りである。その後、この荏川町主法地は修繕を繰り返し、昭和20年（1945年）に強制疎開でなくなった。

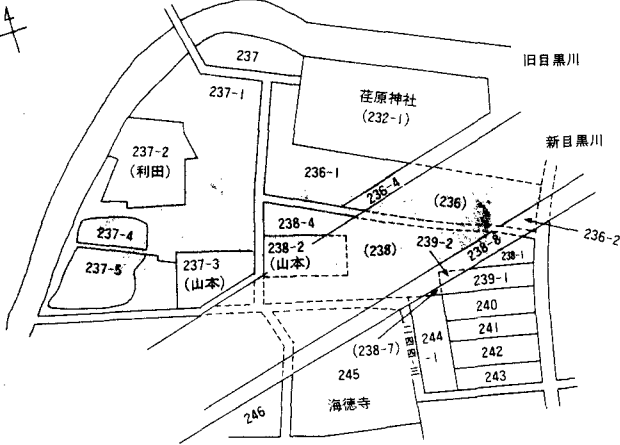


図1 目黒川改修による六行会の土地の変化（大正15年）
黒い部分が六行会所有の土地

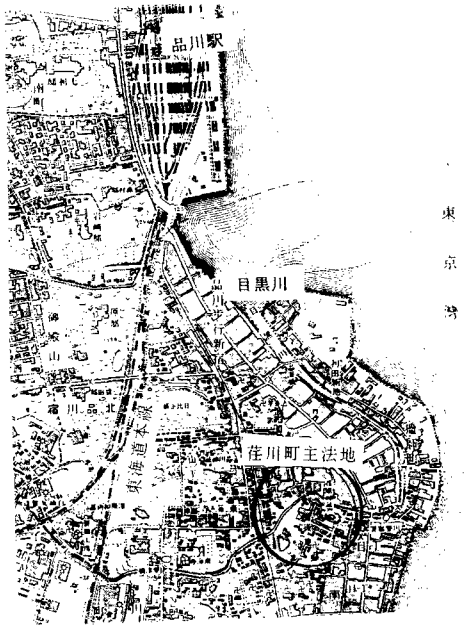


図2 六行会付近図

3. 日本型まちづくり NPO の祖型としての意味について

特定非営利活動促進法（NPO 法）は、1998 年 12 月 1 日より施行された。税法上の優遇措置の不備など問題点も指摘されているが、最近各地で活発に活動している市民活同団体の将来に大きな影響を与えるとともに、地域のまちづくりにおける行政、市民、企業の間にも影響を与えることが予想される。

これまでこうした非営利活動団体としては、欧米の事例が数多く紹介される一方、日本のこうした団体では、一部の「まちづくり会社」等を除き、財政的基盤が弱く、市民側の発意による具体的なまちづくりに至る例は少ないといわれている。本研究で取り上げた六行会は、幕末において庶民の互助組織として発足し、会の財政的な基盤を確立するため借家経営を行うことで、自らまちづくりに乗り出したといえる。これはまちづくり NPO の祖型と思われるが、今後日本におけるまちづくり NPO の可能性を考える糸口として、六行会によるまちづくりの経緯を、行政とのかかわりを含めて、より深く研究する必要があるだろう。

謝辞：本研究に関し（財）六行会理事長加藤好雄氏のご協力いただいた。ここに記して感謝の意を表する。
参考文献：「品川と六行会の百五十年」 発行（財）六行会 平成6年11月